

ふるさと東御応援寄附金事業返礼品提供事業者募集要項

1 目的

ふるさと東御応援寄附金事業において、東御市への寄附促進と地元特産品などの PR、販売促進および地元企業の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者に返礼品として贈呈する商品やサービスを提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

2 返礼品提供事業者の要件

次の要件を全て満たしていることが要件となります。

- (1) 各種法令、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 東御市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所または工場がある企業・団体または個人事業者であること。ただし、市長が特に認めた場合を除く。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力の構成員等でないもの。

※上記の要件に適合しても、市が事業者として適当でないと認めた場合は参加できない場合があります。

3 募集する返礼品

次の条件を全て満たしている商品等を募集します。

- (1) 東御市の魅力を伝えることができ、返礼品としてふさわしいと認められるものであり、かつ換金性がないものであること。
- (2) 平成 31 年 4 月 1 日付け総務省告示第 179 号第 5 条に適合するもの（別紙参照）

※上記の規定に関わらず、本事業者の委託者が取り扱えないもの、配送ができないもの等は返礼品としません。

4 委託者

本事業の効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等に万全を期すため、返礼品における取扱業務全般を委託者へ委託します。

5 返礼品発送の流れ

- (1) 寄附者から市へ寄附申込、返礼品の指定
- (2) 返礼品提供事業者へ返礼品発送の依頼（委託者から発注が入ります）
- (3) 返礼品提供事業者から寄附者へ返礼品を発送
- (4) 市から委託者へ返礼品代金の支払い

(5) 委託者から返礼品提供事業者へ返礼品代金の支払い

※返礼品代金は委託者を通じて市が負担します。

※送料は市が直接配送業者へ支払いますので、返礼品提供事業者の負担はありません。

6 申込方法

別紙申込書「ふるさと東御応援寄附金返礼品 提供事業者商品等申込書」に必要事項を記入し、東御市役所企画振興課まで提出してください。

その際には、商品等の写真データその他必要な詳細情報を市に提供してください。

7 その他留意事項

- (1) 寄附者の個人情報は、本事業における商品等の送付以外の目的で使用することができません。
- (2) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、速やかに市及び委託者へ報告してください。
- (3) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について市及び委託者へ報告してください。
- (4) 返礼品が返礼品提供事業者の責に帰すべき理由で破損等した場合は、代替品の発送等の費用については、返礼品提供事業者が負担してください。
- (5) 市は、返礼品提供事業者及び商品等が本要項2及び3に定める条件に適合しなくなったと認める場合は、商品等の調達等を中止にすることがあります。

8 問い合わせ先

〒389-0592 長野県東御市 281-2

東御市役所 企画振興部 企画振興課

電話：0268-64-5893（直通） FAX：0268-63-5431

メール：tomi-furusato@city.tomi.nagano.jp